

# 令和3年第1回県議会定例会

## 条例案等の概要

	ページ
I 主な条例案等	1
II その他の提出予定議案	12

### 《条例案等の内訳》

区 分	令和3年度関係	令和2年度関係	計
条例の制定	1 件	2 件	3 件
条例の改正	16 件	6 件	22 件
指定管理者の指定	—	2 件	2 件
市町負担金	1 件	2 件	3 件
その他	1 件	5 件	6 件
計	19 件	17 件	36 件
(参考) 予算関係	当初予算 22 件	2月補正 22 件	44 件
合計	41 件	39 件	80 件

## I 主な条例案等

### <令和3年度関係>

#### 【条例の制定】

○ 知事等の給与の特例に関する条例（資料1参照）

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい社会経済情勢に鑑み、知事等の特別職を対象として、給与を減額するため、所要の定めを行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

#### 【条例の改正】

○ 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

（資料2参照）

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい社会経済情勢に鑑み、県議会議員の議員報酬について、減額措置を講じることに伴い、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 職員定数の改正を行うもの3議案（資料3参照）

新型コロナウイルス感染症への対応、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員（警察官以外）の増員等に伴い、職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

① 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例

② 市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

③ 神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ かながわペットのいのち基金条例の一部を改正する条例（資料4参照）

基金の活用対象に、多数の飼養等がされている犬及び猫の避妊又は去勢手術など、その適正な飼養等を推進するための事業を追加するため、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課副課長 電話 045-210-4931]

### <令和2年度関係>

#### 【条例の制定】

○ 神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例（資料5参照）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業のうち、学生の学業継続や、医療機関の経営の安定化等に必要な資金の融資に係る利子補給など、後年度にわたる事業に係る必要な資金を積み立てるため、基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めを行う。

[政策局自治振興部地域政策課長 電話 045-210-3250]

○ 神奈川県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例（資料6参照）

東京2020大会の開催に当たって、外国人選手等を受け入れるホストタウン又はキャンプ地となる県や市町村が取り組む新型コロナウイルス感染症対策に必要な資金を積み立てるため、基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めを行う。

[スポーツ局オリンピック・パラリンピック課長 電話 045-285-0784]

**【条例の改正】**

- 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(資料7参照)

県の企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」を改定し、支援対象産業に「新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業」を追加したことに伴い、同施策の一環として実施している不動産取得税の税率の軽減措置について、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 電話 045-210-2300]

**【指定管理者の指定】(資料8参照)**

施設の名称	指定管理者候補		指定期間
	名称	主たる事務所の所在地	
津久井やまゆり園	社会福祉法人 かながわ共同会	秦野市南矢名三丁目2 番1号	R3.8.1~R5.3.31
芹が谷やまゆり園	社会福祉法人 かながわ共同会	秦野市南矢名三丁目2 番1号	R3.8.1~R5.3.31

[福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

**【その他】**

- 県道路線の認定について (資料9参照)

藤沢市湘南台から平塚市大神までを連絡し、新たな東西軸を形成する幹線道路として、道路法第7条の規定により県道路線に認定する。

[県土整備局道路部道路管理課長 電話 045-210-6350]

## 知事等の給与の特例に関する条例案の概要

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい社会経済情勢に鑑み、知事等の特別職を対象として、給与を減額するため、所要の定めを行う。

### 2 内容

#### (1) 知事等の特別職の給与の減額

区 分	減額率 (給料及び地域手当)
知 事	10%
副 知 事	7%
公営企業管理者	5%
教 育 長	5%
常勤の監査委員	5%

#### (2) 実施期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

### 3 施行期日

令和3年4月1日

問合せ先

総務局組織人材部人事課長 川島 電話 045-210-2150

県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例案の概要

1 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい社会経済情勢に鑑み、県議会議員の議員報酬について、減額措置を講じることに伴い、所要の改正を行う。

2 内 容

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における議員報酬の月額について、100分の5に相当する額を減額することとする。

3 施行期日

令和3年4月1日

問合せ先

総務局組織人材部人事課長 川島 電話 045-210-2150

# 資料3

## 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例案等の概要

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応、県立学校及び市町村立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増減、警察職員（警察官以外）の増員等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

### 2 内容

条例名	区 分	改 正 (令和3年度) A	現 行 (令和2年度) B	差引増減 A-B	
神奈川県 職員定数 条 例	知 事	7,625 人	7,521 人	104 人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,001	1,001	0	
	議 会	76	76	0	
	選 挙 管 理 委 員 会	5	5	0	
	監 査 委 員 会	41	41	0	
	人 事 委 員 会	33	33	0	
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		759	751	8
	教育委員会の所管に 属する学校	校長及び教員	11,974	12,099	△125
		その他の職員	1,087	1,094	△ 7
	小 計		13,061	13,193	△132
	労 働 委 員 会	21	21	0	
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	3	3	0	
合 計		22,625	22,645	△ 20	
市町村立 学校職員 定数条例	小 学 校	9,396	9,418	△ 22	
	中 学 校	5,513	5,517	△ 4	
	特 別 支 援 学 校	192	183	9	
	高等学校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0	
	合 計		15,120	15,137	△ 17
神奈川県 地方警察 職員定数 条 例	警 察 官	警 視	393	393	0
		警 部	926	926	0
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,438	9,438	0
		巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,946	4,946	0
		小 計	15,703	15,703	0
	警 察 官 以 外 の 職 員	1,701	1,674	27	
	合 計		17,404	17,377	27
総 計		55,149	55,159	△ 10	

### 3 施行期日

令和3年4月1日

問合せ先  
総務局組織人材部人事課長 川島 電話 045-210-2150

## かながわペットのいのち基金条例の一部を改正する条例案の概要

## 1 目的

近年、飼い主が世話できる数以上に犬や猫を増やしてしまい、適正な飼養等ができない状態や近隣の生活環境に悪影響を及ぼすような状態に陥ってしまう、いわゆる「多頭飼育崩壊」が発生している。

そこで、県としては殺処分ゼロからその先を目指し、ペットのいのちを守るため、基金の活用対象に、多数の飼養等がされている犬及び猫の避妊又は去勢手術など、その適正な飼養等を推進するための事業を追加するため、所要の改正を行う。

## 2 内容

活用対象に、多頭飼育崩壊の防止及び崩壊時の対応のための事業として、犬や猫の避妊又は去勢手術などを追加する。

## &lt;かながわペットのいのち基金の活用&gt;

## 【現在】

県が保護した犬猫等の譲渡をさらに進めるための事業

- 治療
- しつけや訓練（馴化）
- 譲渡機会の拡大

追加

多頭飼育崩壊の防止及び崩壊時の対応のための事業

- 避妊去勢手術
- 感染症予防、健康診断（医薬品など）
- 捕獲業務委託

## 3 施行期日

令和3年4月1日

問合せ先

健康医療局生活衛生部生活衛生課副課長 渡邊 電話 045-210-4931

## 神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例案の概要

## 1 目 的

新型コロナウイルス感染症のまん延防止、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた住民及び事業者に対する支援等を行うことを目的として国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を積み立てるため、神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金を設置することとした。

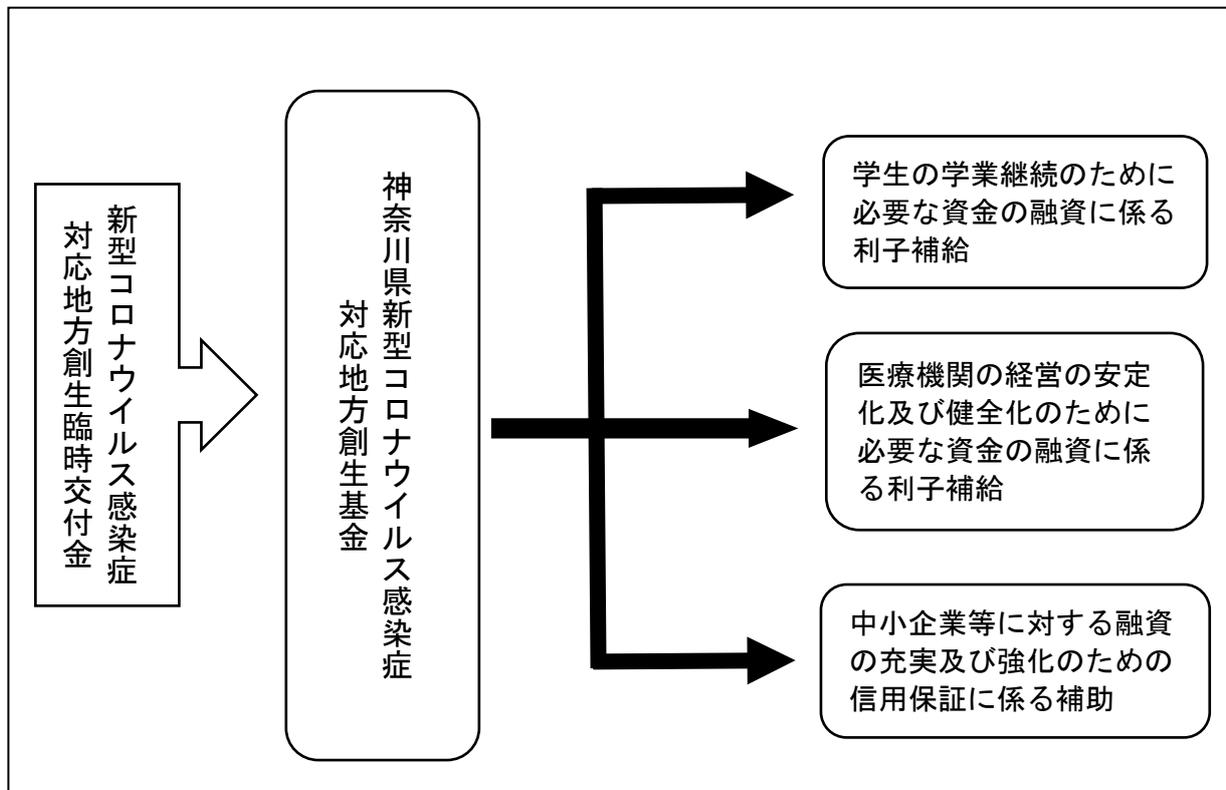
## 2 内 容

- (1) 名称を「神奈川県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金」とする。
- (2) 積み立てる額は、予算において定める額とする。
- (3) 基金は、次の事業の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。
  - ア 学生の学業継続のために必要な資金の融資に係る利子補給
  - イ 医療機関の経営の安定化及び健全化のために必要な資金の融資に係る利子補給
  - ウ 中小企業等に対する融資の充実及び強化のための信用保証に係る補助

## 3 施行期日

公布の日

(参考)事業スキーム



問合せ先

政策局自治振興部地域政策課長 高木 電話 045-210-3250

## 神奈川県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例案の概要

## 1 目的

東京2020大会の開催に当たって、外国人選手等を受け入れるホストタウン又はキャンプ地となる県や市町村が取り組む新型コロナウイルス感染症対策のために国から県に交付される「ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金」を基金に積み立てる。

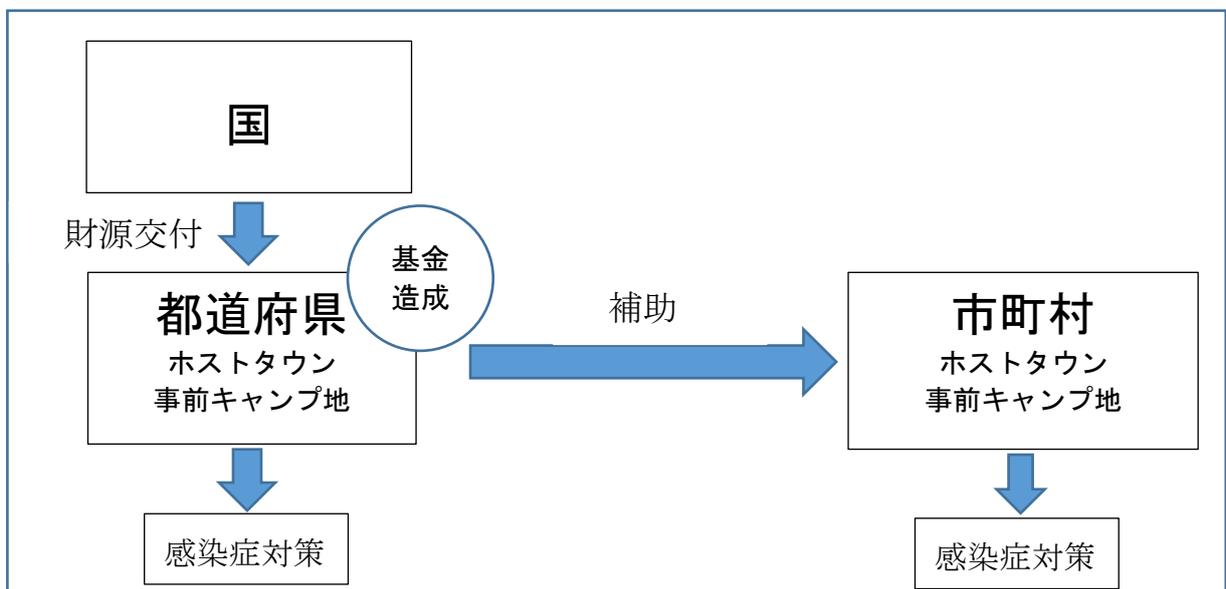
## 2 内容

- (1) 名称を「神奈川県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金」とする。
- (2) 積み立てる額は、予算において定める額とする。
- (3) 基金は、ホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策のための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。
- (4) 条例は令和4年3月31日に失効し、失効の際基金に残額があるときは、国庫に返納する。

## 3 施行期日

公布の日

(参考) 事業スキーム



問合せ先

スポーツ局オリンピック・パラリンピック課長 河部 電話 045-285-0784

## 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例案の概要

### 1 目的

令和3年1月に県の企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」を改定し、支援対象産業に「新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業」を追加したことに伴い、同施策の一環として実施している不動産取得税の税率の軽減措置について、所要の改正を行う。

### 2 内容

区分	改正	現行
対象事業	企業立地支援事業 次に掲げる分野・業種に属する事業で、知事が認めるもの [分野] ・未病関連産業 ・ロボット関連産業 ・エネルギー関連産業 ・観光関連産業 ・先端素材関連産業 ・先端医療関連産業 ・IT/エレクトロニクス関連産業 ・輸送用機械器具関連産業 ・ <u>新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する医療・衛生製品関連産業</u> ・地域振興型産業 [業種] 製造業、電気業（一部）、情報通信業、卸売業（一部）、小売業（一部）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業（一部）、娯楽業（一部）	企業立地支援事業 次に掲げる分野・業種に属する事業で、知事が認めるもの [分野] ・未病関連産業 ・ロボット関連産業 ・エネルギー関連産業 ・観光関連産業 ・先端素材関連産業 ・先端医療関連産業 ・IT/エレクトロニクス関連産業 ・輸送用機械器具関連産業 ・地域振興型産業 [業種] 製造業、電気業（一部）、情報通信業、卸売業（一部）、小売業（一部）、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業（一部）、娯楽業（一部）
対象不動産	企業立地支援事業を行う者が取得した次の不動産 ① 企業立地支援事業に関する事務所、事業所、研究所又は工場の用に供する家屋 ② ①の敷地である土地	
軽減割合	税率の2分の1を軽減（家屋4%→2%、土地3%→1.5%）	

### 3 施行期日

公布の日

### 4 その他

企業立地支援事業に係る認定申請の受付を開始した令和3年1月1日から適用する。

問合せ先

総務局財政部税制企画課長 浅場 電話 045-210-2300

## 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の指定管理者の指定について

## 1 目 的

津久井やまゆり園における利用者支援の指摘に対し、現指定管理者である「社会福祉法人かながわ共同会」の指定管理期間を令和3年7月末までに短縮した上で、新たな津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の開所にあわせた令和3年8月から令和5年3月末までの期間について、ガバナンスの見直しを含めた再発防止策を取りまとめることを条件に、非公募により「社会福祉法人かながわ共同会」からの申請を受け付けた。

この度、再発防止策を含めた申請内容について、指定管理者評価委員会による厳正な審査結果を踏まえて検討した結果、かながわ共同会を指定管理者として指定するもの。

## 2 内 容

津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の指定管理者を次のとおり指定する。

## (1) 指定管理者候補

社会福祉法人かながわ共同会

(主たる事務所の所在地：秦野市南矢名三丁目2番1号)

## (2) 指定期間

令和3年8月1日から令和5年3月31日まで

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 高橋 電話 045-210-4702

## 県道路線の認定の概要

### 1 目的

本路線は、藤沢市北部の湘南台（国道 467 号）から、さがみ縦貫道路の寒川北インターチェンジに接続する県道相模原茅ヶ崎を經由して、平塚市大神（国道 129 号）までを東西に結ぶ路線である。

本路線は、地方的な幹線道路網の一部として、今後県で整備し、管理していく必要があることから、県道として認定するものである。

### 2 内容

- (1) 路線名 県道湘南台大神  
 (2) 起点終点 起点 藤沢市湘南台 ～ 終点 平塚市大神  
 (3) 認定事由 道路法第7条第1項第4号に該当するものとして認定

2以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地とを連絡する道路

- (4) 延長・幅員 総延長11.4km、代表幅員25m(片側2車線×2+両側歩道)  
 (5) 計画交通量 23,700台/日  
 (6) 路線図



### 3 路線の認定日

令和3年3月30日

問合せ先

県土整備局道路部道路管理課長 高山 電話 045-210-6350

## II その他の提出予定議案

### <令和3年度関係>

#### 【条例の改正】

- **地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の一部を改正する条例**

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程については、既に提出されている書類の内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出を不要とするなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

- **事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

医薬品の卸売販売業者等に対し、薬事に関する法令遵守体制が不十分であると認める場合において、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずる事務を横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

- **職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例**

職員や、公安委員会の委員のサービスの宣誓に関し、宣誓書への押印を廃止するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

[警察本部総務部総務課課長代理 電話 045-211-1212 (内線) 2120]

- **職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例**

給料表異動等における号給の決定等の特例の見直しに伴い、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

- **神奈川県立相模湖漕艇場条例の一部を改正する条例**

相模湖漕艇場の会議室及びトレーニングルームについて、利用料金の上限額を定めるため、所要の改正を行う。

[スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

- **神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例**

山岳スポーツセンターのスピードウォールについて利用料金制度を導入するとともに、ロードウォールの利用料金の上限額の改定を行うなど、所要の改正を行う。

[スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

○ **神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例**

建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散・ばく露防止対策をより確実にするため、石綿濃度等の測定に関する規定を設けるなど、所要の改正を行う。

[環境農政局環境部大気水質課長 電話 045-210-4120]

○ **神奈川県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例**

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、男女共同参画の推進に関する県の姿勢を明確にするため、男女の実質的な機会の平等を担保するための措置である「積極的改善措置」について明記するなど、所要の改正を行う。

[福祉子どもみらい局人権男女共同参画課長 電話 045-210-3630]

○ **神奈川県看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例**

県内の准看護師養成施設の減少により、今後、准看護師を目指す学生を対象とした貸付が見込まれないことから、准看護師に関する項目や文言を削除するなど、所要の改正を行う。

[健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長 電話 045-210-4742]

○ **神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例**

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、墓地又は火葬場の境界線と人が居住する建物等の距離規制を明確にするなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課副課長 電話 045-210-4931]

○ **神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例**

山北つぶらの公園に指定管理者制度を導入するとともに、相模三川公園のパークゴルフ場について利用料金制度を導入するため、所要の改正を行う。

[県土整備局都市部都市公園課長 電話 045-210-6220]

**【市町負担金】**

○ **建設事業等に対する市町負担金**

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農政部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

**【その他】**

○ **包括外部監査契約の締結について**

包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき、外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。

[総務局総務室室長代理 電話 045-210-2123]

## ＜令和2年度関係＞

### 【条例の改正】

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（2法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

- 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合の特別休暇の新設等に伴い、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 電話 045-210-2155]

- 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定が義務付けられる建築物の対象が拡大されたことから、申請手数料の面積区分を見直し、手数料を改定するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

- 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、小規模な建築物に関する避難規定の合理化をするとともに、都市再生特別措置法等の改正による「居住環境向上用途誘導地区」における建築物の建ぺい率等の制限緩和に伴い、特例許可の申請手数料を新設するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築指導課長 電話 045-210-6240]

- 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例の一部改正に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 電話 045-210-2250]

### 【市町負担金】

- 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を市町に求める。

[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]

[環境農政局農政部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 電話 045-210-6440]

## 【その他】

### ○ 訴訟の提起について

県営住宅の不適正居住者に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不適正居住者に対し、建物の明渡し及び損害金支払請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

### ○ 和解について（自転車転倒事件）

国道134号における自転車転倒事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所小田原支部からの和解勧告に基づき和解する。

[県土整備局道路部道路管理課長 電話 045-210-6350]

### ○ 和解について（白バイ衝突事件）

普通乗用自動車と白バイと衝突した事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所からの和解勧告に基づき和解する。

[警察本部警務部監察官室長代理 電話 045-211-1212（内線）2861]

### ○ 調停について

県有緑地において発生した倒木による物損被害に関する損害賠償請求事件について、横浜簡易裁判所からの調停案を受諾する。

[環境農政局緑政部自然環境保全課長 電話 045-210-4301]